

日ASEAN科学技術・イノベーション
協働連携事業 (NEXUS)
若手人材交流プログラム(Y-tec)
2026年度事業・公募説明会

2026年6月



科学を支え、未来へつなぐ

科学技術振興機構

1. NEXUS概要

(1)事業の概要

- ◆ 事業名：日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業

NEXUS: Networked Exchange, United Strength for Stronger Partnerships between Japan and ASEAN

- ◆ 「日ASEAN友好協力50周年」を機に、日ASEANの**長きにわたる国際共同研究や人材交流等の取組を基盤**とし、双方の強みを活かした柔軟で重層的な科学技術協力を推進します。これにより、相互の**持続可能な研究協力関係をさらに強化**し、イノベーションを共創するパートナーとしての成長を目指します。

◆ 若手人材交流プログラム

Y-tec: Young Talents Exchange and Capacity Development Program

原則40歳以下の日ASEANの若手人材を対象とし、先端分野などの科学技術分野全般における相互交流（派遣、招へい）を支援することにより、**国際頭脳循環の活性化及び次世代の優秀な研究者の育成に貢献する**ものです。具体的には、以下の目的の達成を目指します。

- ✓ 日ASEAN間の相補的で持続可能な研究エコシステムの構築に貢献しうる優秀な人材の育成
- ✓ 日ASEAN両機関の持続可能な協力関係をさらに強化し、共創するパートナーへの進化及び今後の発展

1. NEXUS概要

◆ 具体的には、以下3つの取組を進めます。

➤ **国際共同研究**

共通重点分野における国際共同研究を支援します。

➤ **研究人材交流・育成**

若手研究人材の交流支援を通じた国際的な人材育成を推進し、国際共同研究の萌芽形成や科学技術人材プールの形成を促進します。

➤ **拠点強化**

科学技術協力を資する拠点を形成し、既存の研究拠点の活用・機能強化を促進します。



国際共同研究

- ✓ 共通重点分野でのトップレベル共同研究
- ✓ 共通課題の解決に資する共同研究
- ✓ ODA成果の社会実装に向けた研究
- ✓ マルチの共同研究への参画奨励
- ✓ ODA案件形成に向けた研究

研究人材交流・育成

- ✓ 若手研究人材等の交流や育成

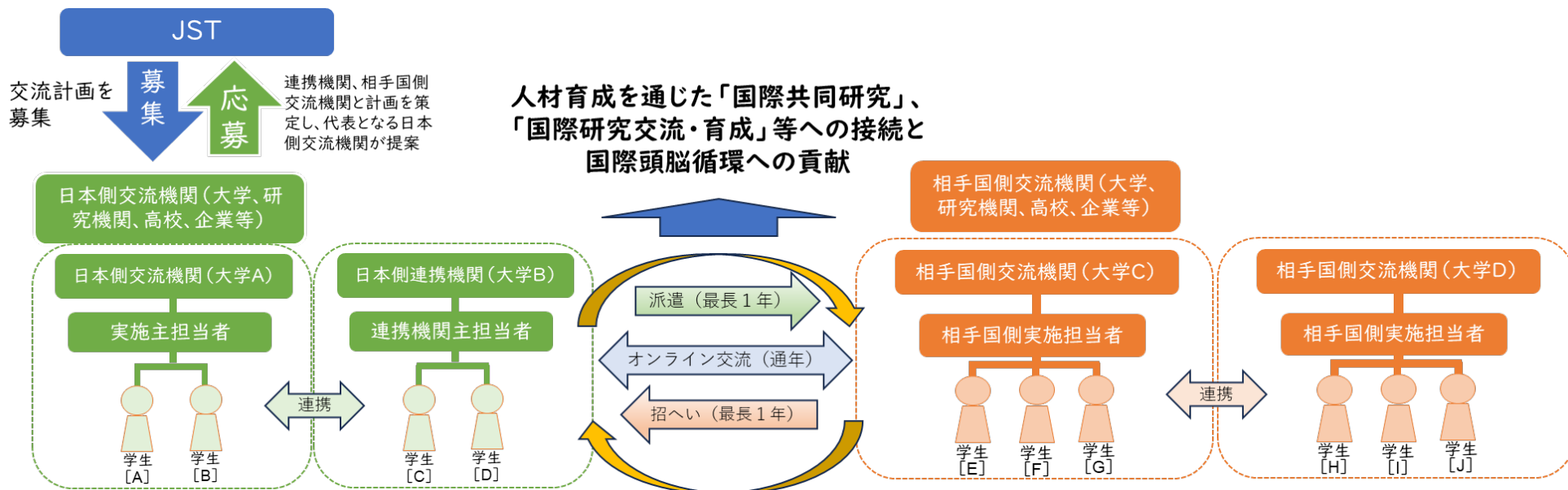
拠点強化

- ✓ 国際共同研究拠点の活用・強化

2. プログラム(Y-tec)の基本的枠組み

(1)若手人材交流プログラム

- ASEAN諸国を対象に、日ASEAN間のこれまでに培った人材交流の取り組みを基盤として、各国の科学技術力等を踏まえつつ、相手国ニーズに応じた重層的な取り組みを支援します。
- **派遣・招へいとオンラインを合わせた効果的な双方向の交流（最長1年間）**を支援し、若手人材育成や機関間の関係強化を図ります。
- 本プログラムで交流・育成された若手人材や強化された協力関係を基盤として、ASEANの大学等との本格的な共同研究の実施やそのための留学を含む人材交流、具体的な取り組みを伴う協定の締結・強化等が期待されます。



2. プログラム(Y-tec)の基本的枠組み

(2)対象とする国

ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟する11カ国

インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム
マレーシア、ミャンマー、ラオス、東ティモール

- 1交流計画あたり、複数のASEAN諸国と交流することは可能です。
- ASEAN以外の国を含む交流計画を申請することはできません。

(3)2つの交流コース

- **若手人材交流コース**：若手人材の双方向の交流を通じて人材を育成し、国際頭脳循環の促進、機関間協力の基盤強化や、将来の国際共同研究等を担う**人材層の拡充**に資することを目指します。
- **指導人材交流コース**：教育・研究指導力等の向上を目指す高等教育機関の教員等が、双方向の交流を通じて研究力や若手人材への指導力を向上させ、機関間連携の深化・強化や将来の国際頭脳循環に資する若手人材の育成等の**人材育成基盤強化**を目指します。

2. プログラム(Y-tec)の基本的枠組み

(4)対象とする分野

全ての科学技術分野

本事業の「国際共同研究」においては、国別に以下の①～⑥の共通重点分野を設定し、「国際共同研究」を実施（または予定）。本プログラムでは、次世代を担う幅広い人材の育成と研究協力基盤の形成に資するため、**共通重点分野を国別に限定せず、全てのASEAN諸国を対象**として、以下の共通重点分野及び関連する分野をテーマとした交流計画を推奨。

本事業の「国際共同研究」が現在設定されていない、**カンボジア、ラオス、東ティモール等**との交流計画についてもこれらの分野を含め**積極的な申請を期待**します。

(共通重点分野)

- ① 「水安全保障」、「スマート農業」
- ② 「AI」、「量子」
- ③ 「グリーンテクノロジー」、「バイオテクノロジー」
- ④ 「グリーンテクノロジー」、「先端材料」
- ⑤ 「バイオものづくり」
- ⑥ 「半導体」

2. プログラム(Y-tec)の基本的枠組み

参考：NEXUS共同研究における国と分野

国	分野	想定されるテーマ
マレーシア	グリーンテクノロジー 先端材料	<ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギー及びエネルギー効率に関する研究、水素に関する研究、二酸化炭素回収・有効利用・貯留に関する研究、グリーンモビリティに関する研究、循環型経済に関する研究などマテリアルズ・インフォマティクスを活用した材料設計や探索、3Dプリンティングや革新的加工技術のための材料開発など
シンガポール	AI 量子	<ul style="list-style-type: none">インフラとサービスを最適化するためのAIモデリングとIoT技術の開発、強固なサイバーセキュリティの設計やユーザープライバシーを保護するAI搭載システムの開発など量子コンピュータ・量子シミュレーション、量子情報通信、量子計測・センシングに関する研究など
フィリピン	水安全保障 スマート農業	<ul style="list-style-type: none">革新的な海水淡水化のための先端材料と技術に関する研究、水資源の持続可能な管理と最適化に関する研究、水供給の強靱性に関する研究など高度モニタリング・最適化システムの構築、次世代スマート農業技術/インフラの開発、地域と農業の多様性を反映したスマート農業技術、スマートでレジリエントな農業モデルの構築など
タイ	グリーンテクノロジー バイオテクノロジー	<ul style="list-style-type: none">電気自動車（EV）のためのグリーン水素に関する研究、ネットゼロに向けたエネルギー転換に関する研究などクリーンエネルギーと脱炭素のためのゲノム工学技術、代替食品や機能性分子のための精密発酵技術、プレネタリーヘルスのための微生物群衆制御技術など
ベトナム	半導体	<ul style="list-style-type: none">半導体材料の開発、半導体デザインの研究など
インドネシア	バイオものづくり	<ul style="list-style-type: none">生体高分子およびタンパク質に関する研究、複合タンパク質に関する研究、細胞及び組織構造に関する研究、生体適合性に関する研究、組織工学に関する研究など

2. プログラム(Y-tec)の基本的枠組み

(5)参加者の要件

➤ 若手人材交流コース

原則40歳以下の高校生、高等専門学校生、大学生、大学院生、ポストドクター、教員、公的機関で科学技術に関連する業務に従事する者および民間企業において研究開発業務などに従事する者。

➤ 指導人材交流コース

年齢の要件はありませんが、ポストドクター、教員、公的機関で科学技術に関連する業務に従事する者および民間企業において研究開発業務などに従事する者。

【備考】

- ・ 招へい参加者が**初来日者である必要はありません**。派遣参加者も**相手国への初渡航者である必要はありません**。
- ・ 本プログラムは複数年にわたり連続して申請することが可能です。**次年度以降の申請において、過年度の参加者を再度参加させることも可能です**。
- ・ 若手人材交流コースのみ、**引率者**（年齢要件なし）を参加させることも可能です。招へい者もしくは派遣者を代表し相手国側機関との連絡・調整にあたりるとともに、招へい者/派遣者を統率し、交流を安全かつ円滑に進める責務を担っています。
- ・ 本プログラムの目的に沿ってJST が国内外で実施するワークショップやシンポジウム等のイベントに参加し、交流成果を発表していただくことがあります。

2. プログラム(Y-tec)の基本的枠組み

(6)日本側交流機関及び連携機関の要件

日本側交流機関及び連携機関（日本側交流機関と連携し、交流の一部を担う機関）は大学、高等専門学校、高等学校、国立研究開発法人、独立行政法人、民間企業、地方公共団体、公益または一般法人等の国内に法人格を有する機関であること。

【備考】

- 複数の機関が連携して受け入れる場合であっても、交流計画全体に責任を持ち実施する機関を「日本側交流機関（申請機関）」として特定し、申請して下さい。
- 1交流計画に参加できる連携機関（JST支援金の計上があり、JST と実施協定書を締結する機関）は最大1機関が原則です。

(7)採択予定件数

若手人材交流コース、指導人材交流コース合計で90交流計画程度

3. 交流計画の立案

(1)若手人材交流コース

原則40歳以下の日ASEANの若手人材の双方向の交流を通じて人材を育成し、国際頭脳循環の促進、機関間協力の基盤強化や、将来の国際共同研究等を担う人材層の拡充に資することを旨とする。

- ✓ 交流期間：契約締結後最長1年間、**招へい・派遣期間は最長1年/人**。※1
- ✓ 人数：**2名以上15名以下**※2
- ✓ 予算規模：1 交流計画あたり直接経費、一般管理費の総額は、**700万円以内**
(交流計画書の申請時に**旅費(※3)**が**直接経費の70%以上**であること)

⇒オンライン、派遣・招へいによる対面の交流などをバランスよく組み合わせたハイブリッドな交流により、効果的な交流を実施してください。

- ※1. 2026年度内に交流を開始し交流期間は1年以内です。遅くとも2027年12月末日までに終了してください。**派遣・招へいは、交流計画の目的に応じて、最長1年の範囲で、数週間程度のものを含めて期間は柔軟に設定してください**。参加者を上限日数内で複数回派遣・招へいすることも可能です（例：Aさんを2026年度に50日招へい、2027年度に40日招へい）。
- ※2. 派遣・招へいの割合に制限はありません。**交流計画の目的に応じて、2～15名の間で柔軟に設定してください**。主担当者は派遣参加者である必要はありません。但し、実施主担当者は参加者の要件を満たしていれば参加者（もしくは引率者：若手人材交流コースのみ）として参加することは可能です。
- ※3. 募集要項「別添1 JST支援金の対象となる経費 3. Ⅲ. 旅費」(P17)を参照。

3. 交流計画の立案

(若手人材交流コースの交流計画の例)

【例1：グループ交流型】

日本側交流機関、相手国側交流機関それぞれの研究室のグループ同士が15名上限の範囲内で、**数週間程度の短期の派遣・招へいとオンラインを組み合わせ**ながら、共同実験・実習、研究紹介セミナーや研究成果報告、定期的なディスカッションなどを通じて交流を実施することで、**研究室同士の交流基盤強化と若手人材の育成**を図る。

【例2：長期滞在型】

日本側交流機関及び相手国側交流機関の研究室において、将来的に国際共同研究の中核を担うことが期待される**学生・若手研究者等を数名選抜し、6か月～1年間程度、相手国に長期滞在**させる。滞在期間中、相手国側研究室の一員として共同研究に継続的に従事させ、参加者の研究遂行能力や国際的な協働力の向上を図ると共に、**将来の国際共同研究の立ち上げや共同研究提案につながる検討・準備**を進めることにより、優秀な研究人材の育成及び持続的な研究協力関係を構築する。

【例3：グループ交流型と長期滞在型のハイブリッド】

上記例1、例2を組み合わせることで、研究室全体としての交流基盤を強化しつつ、同時に国際共同研究に繋がる人材を段階的に育成する。

例えば、まず研究室全体の**学生・若手研究者等が短期の派遣・招へい交流に参加**し、研究分野や研究テーマに関する相互理解を深めた上で、その中から特に**意欲や適性の高い人材を選抜し、長期滞在型の交流に参加させる**といった、例1の短期の滞在と、例2の長期の滞在を組み合わせた複層的な交流により、ラボ同士の関係を一層深化させるとともに、将来的な国際共同研究人材や継続的な人材交流の強化を図る。

3. 交流計画の立案

(2) 指導人材交流コース

日ASEANの高等教育機関の教員等が、両国の大学等における研修や教員との双方向の交流を通じて研究力や若手人材への指導力を向上させることで、機関間連携の深化・強化や将来の国際頭脳循環に資する若手人材の育成等の人材育成基盤強化を目指します。

- ✓ 交流期間：締結後最長1年間、招へい・派遣期間は**最長90日/人**。※1
- ✓ 人数：**原則2名以下**※2
- ✓ 予算規模：**300万円以内**

⇒オンライン、派遣・招へいによる対面の交流などをバランスよく組み合わせたハイブリッドな交流により、効果的かつ長期の交流を実施してください。

- ※1. 2026年度内に交流を開始し交流期間は1年以内です。遅くとも2027年12月末日までに終了してください。同一の参加者を上限日数内で複数回派遣・招へいすることも可能です（例：Aさんを2026年に50日招へい、2027年に40日招へい）。
- ※2. 派遣・招へいの割合に制限はありません。実施主担当者は派遣参加者である必要はありません。

3. 交流計画の立案

(3) 若手人材交流コース、指導人材交流コース共通事項

- いずれのコースも、これまでの日 ASEAN 間の各種連携・交流事業（例：さくらサイエンスプログラム、ASEAN 工学系高等教育ネットワーク:AUN/SEED-Net 等）などで積み上げてきた関係基盤を踏まえて発展させた交流計画を期待します。

(4) 対象としない交流計画

- 科学技術交流を目的としないもの（語学研修等）
- 営利を目的とするもの
- 日本側交流機関自身あるいはその子会社等の関係者に対する研修に相当するもの、あるいは相手国側に所在する自校あるいは現地法人の学生等を対象として行うもの。その逆も同じ。

3. 交流計画の立案

(5) 支援可能な経費

➤ JST支援金（直接経費）

交流計画の遂行に直接必要な経費および成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のものが対象となります。より多くの参加者を招へい・派遣する観点から、真に必須の費用を対象に支援する趣旨のプログラムであることをご理解いただき、ご協力をお願い致します。

従って、派遣者・招へい者による現地での文化体験、見学料、観光、親睦会、記念品等に関わる費用はJST支援金の対象となりません。本プログラムの趣旨を踏まえ、本人からの徴収および直接経費を原資とする授業料の負担は想定していません。

- I. 物品費：消耗品（取得価額が20万円未満または使用可能期間が1年未満の備品、研究用試薬・材料等）
- II. 謝金：講師・講演者等、学生アルバイト等
- III. 旅費：参加者、協力者の旅費
- IV. その他：外注費（雑役務費）、印刷製本費、会議費、通信運搬費、その他（諸経費）、消費税相当額

➤ 一般管理費（上記の直接経費の10%を上限）

4. 交流計画の申請

(1) 受付期間

年度	受付開始	締切	結果通知	実施時期
2026年度	6月1日 (月)	7月31日 (金) 12:00	10月下旬	2026年12月上旬以降 の契約締結日から最長1年間

- 申請する交流計画の開始日は、表の実施時期に記載した期間内として下さい。
- スケジュール等を見直す可能性があります。スケジュール等を変更する場合にはホームページでお知らせ致しますので、申請にあたってはホームページをご確認下さい。

(2) 申請手順

- 申請は**日本側交流機関**が行って下さい。
- ホームページから「交流計画書様式1, 2」「安保様式1, 2」をダウンロードして、必要な事項を記入し、**HPに記載の応募フォーム (https://form2.jst.go.jp/s/2713526e/o_) より1件ごとに申請してください。**申請いただいた後、システムより申請者宛に申請受領完了メールが自動送信されます。
- 申請ファイルのタイトルは以下として下さい
 - ・「2026年度若手人材交流プログラム申請_交流計画書1 (日本側交流機関名)」
例：2026年度若手人材交流プログラム申請_交流計画書1 (〇〇大学)
 - ・「2026年度若手人材交流プログラム申請_交流計画書2 (日本側交流機関名)」
例：2026年度若手人材交流プログラム申請_交流計画書2 (〇〇大学)
 - ・「2026年度若手人材交流プログラム申請_安保様式 (日本側交流機関名)」
例：2026年度若手人材交流プログラム申請_安保様式 (〇〇大学)

4. 交流計画の申請

(3)申請に当たっての注意事項

①複数申請等について

- 同一の実施主担当者による交流計画で、国・地域や内容が異なる場合であっても、同一のコースで複数申請することはできません。ただし、総合的な交流を申請する場合には、若手人材交流コースと指導人材交流コースの重複申請を可能とします。両申請ともに採択された場合は、それぞれの申請に基づく契約、各種報告が必要となります。両コースで重複する者を招へい・派遣することはできません。
- 別途募集を行っている「さくらサイエンスプログラム」との重複申請は可能ですが、さくらサイエンスプログラムと本プログラムで同じ招へい者を交流期間を重複して招へいする交流計画は認められません。
- 同一の実施主担当者が、同一の相手国側交流機関との交流計画を次年度に継続して申請すること（連続申請）は可能です。ただし、採択された交流計画と日程の重なる交流計画を申請することはできません。

4. 交流計画の申請

② 安全保障貿易管理への対応について

- 経済産業省が作成した「[外国ユーザーリスト \(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law00.html#userlist\)](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law00.html#userlist)」に掲載されている企業・組織等は本事業の対象外とします。外国ユーザーリストに掲載されていない機関に関しても、安全保障貿易管理の観点から、JSTから実施機関に対して交流計画の詳細に関する聞き取りや確認書類の提出、経済産業省への相談等を求めることがあります。依頼させていただき確認書類等をJSTが受領するまでは審査の対象となりません。加えて、採択後に安全保障上の注意喚起や状況確認、実施協定に基づく対応を依頼することがあります。
- 本事業に申請する際には、**安保様式をHPに記載の応募フォームにて提出してください。**
- 連携機関がいる交流計画は、連携機関分も日本側交流機関から提出してください。

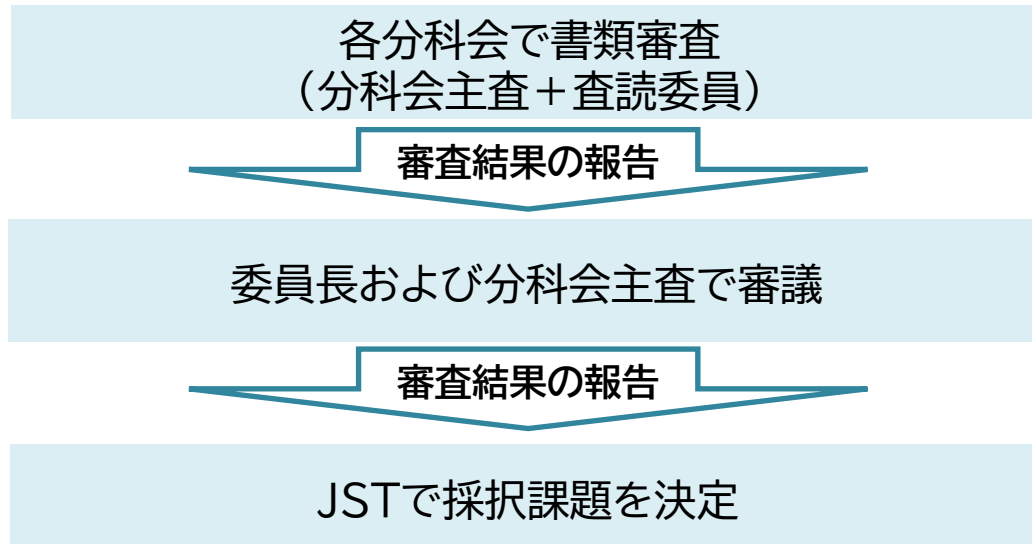
5. 選考

(1)若手人材交流推進委員会

委員長 兼 PO:小尾 晋之介(慶応義塾大学 名誉教授)

分科会: ①AI・情報・知能ロボティクス、②バイオ、③エネルギー、④マテリアル、
⑤量子、⑥半導体、⑦ネットワーク・通信

(2) 選考・採択プロセス



(補足)

- 応募された提案は、提案時に選択された上記7分野いずれかの分科会での評価が基本
- 複数分野にまたがる提案は、選択分野以外の分科会委員による評価の可能性あり

5. 選考

(3)選考の概要

- 募集要項に詳細を記載している「選考基準」に従い、本プログラムの枠組みに合致しているか、対象外の内容でないか等を交流計画書全体から総合的に判断します。
- 交流計画の採択にあたっては、①国のバランス、②特定の日本側交流機関あるいは特定の相手国側交流機関への過度の集中の回避、③事業予算の状況を踏まえて決定しますので、あらかじめご了解下さい。

5. 選考

(4)選考基準

① 目的・趣旨

- ・提案された交流計画がプログラムの趣旨に合致し、プログラムの目的の達成に向けた成果の創出が期待できるか

② 交流チームの構成

- ・招へい者・派遣者は、プログラムの目的に合致した優秀な人材か
- ・招へい者・派遣者のバランスやその属性が、交流計画の目的・趣旨を踏まえた適切な構成となっているか
- ・日本側実施主担当者、相手国側主担当者は、提案された交流計画の遂行、本プログラムが目指す人材の育成に十分な資質、活動実績を備えているか

③ 実施内容について

- ・実施内容が、交流計画の目的・趣旨に対して適切かつ効果的か
- ・期待する成果、交流計画および予算計画が具体的かつ適切か
- ・実施期間において、日本側、相手国側の双方の交流機関が継続的かつ主体的に活動する交流となっており、かつ、機関間の協力関係の基盤強化や今後の発展が期待できるか

④ 実施体制について

- ・双方の交流機関が安全かつ円滑に招へい・派遣を含む交流計画を実施するための準備や体制が整っているか
- ・緊急時の対応手順・連絡体制や招へい・派遣時の支援が確保されているか

6. 交流計画の実施、報告等

(1)採否結果の通知

採否結果については、交流計画を提出した全ての実施主担当者等に対して通知します。

ただし、**本事業の目的や趣旨に照らした計画の見直しなどの条件を付して採択とする場合があります**ので、あらかじめご了解下さい。

(2)実施協定書の締結

- 日本側交流機関及び連携機関は、原則としてJSTが提示する内容で実施協定書を締結しなければなりません。また、実施協定書、事務処理要領、業務計画書に従って交流を適正に実施する義務があります。実施協定書が締結できない場合、もしくは、採択後であっても交流計画が適正に実施されないと判断された場合には、交流の実施は認められません。
- 採択決定後、実施のための情報の追加・修正や条件等を踏まえて、**日本側交流機関が業務計画書を作成し、JSTの承認を経て、日本側交流機関とJSTとの間で実施協定書を締結します**。連携機関を含む業務計画書の場合は、**連携機関とJSTとの間でも実施協定書を締結します**。
- 実施協定書、事務処理要領、各種手続き書類の様式は、本公募の結果通知日までに本プログラムのHPに掲載します。

7. 関連手続き・留意事項

(1)安全管理上の責務

➤ 渡航する参加者の安全管理について

日本側交流機関及び連携機関は渡航する参加者の安全対策措置を徹底してください。負傷時に備え、緊急移送サービスを含む海外旅行傷害保険への加入も徹底するとともに、予防接種の支援や緊急連絡体制の構築等の安全管理に配慮してください。

➤ 渡航の際の手続きについて

海外渡航・滞在に伴う査証（ビザ）の要否・種類の確認や手続き、招へい参加者及び派遣参加者に対する各種条件の確認やそれに伴う手続きは、交流機関が責任（安全配慮義務を含む）を全面的に負うとともに必要な手配・手続きを行ってください。

➤ 招へい者からの誓約書の取得等

適切な交流の実施を確保するため、日本側交流機関において、次の対応をお願いします。

① 個々の招へい者から誓約書を取得し、適切に保管すること

「招へい者誓約書」：本プログラムによる日本滞在期間中に招へい者が交流活動の円滑な実施に支障をきたす行動を取らないこと等を確認するための文書。

所定の様式に従い、各招へい者から初回の招へい実施前までに取得。

② 相手国側交流機関に招へい者に対して十分な指導を求めること

交流開始前に上記の対応状況をJSTに報告いただきます。

7. 関連手続き・留意事項

(2) 機関情報、個人情報等の取り扱い

交流機関においては、参加者や協力者の個人情報について、本人の同意に基づかない目的外使用等が行われないように厳格に管理して下さい。

(3) 法令、実施協定、生命倫理に関する規則等の遵守

交流計画を実施するにあたっては、法令、実施協定等を遵守し、責任を持って適切に遂行して下さい。また、いずれの場所で実施する場合においても、交流計画が安全に実施されるよう、交流機関の規程等に則って、安全・衛生管理を行って下さい。遺伝子等に関わる実験等を行う場合は、交流機関の生命倫理の遵守に関する規則に則って活動して下さい。

(4) 知的財産の取扱い

知的財産権が発生した場合、その取扱いは受入れ機関と送出し機関で検討して下さい。

(5) 追跡調査

交流計画実施の翌年度から年1回程度、実施後の科学技術交流の活性化状況等の効果に関して追跡調査を行いますので、ご協力をお願い致します。

(6) 同窓会への加入

本プログラムでの参加者は、本プログラム終了時に同窓会(Y-tec Club)のメンバーとして認定されます。メンバーが継続的に日本とASEANとの架け橋となり、活躍していただくために役立つ情報を提供し、各地で開催する同窓会情報もご案内する予定です。

8. お知らせ

➤ **2026年度公募申請受付中（7月31日（金）12時まで）**

➤ NEXUS_若手人材交流プログラムHP :

<https://www.jst.go.jp/aspire/nexus/y-tec/index.html>

公募情報/交流計画・実績一覧/プロジェクトの現場取材したレポートを順次掲載中

【お問い合わせ先】 ※お問い合わせは原則としてメールでお願い致します。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

さくらサイエンスプログラム推進本部 企画運営室 インド・NEXUSグループ

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3

e-mail : y-tec@jst.go.jp

(参考) さくらサイエンスプログラムHP : <https://ssp.jst.go.jp/>

ウェブサイトやFacebook、YouTubeを通じて最新情報を発信しています。

掲載の『活動レポート』については、過去に採択した課題に関し、受入れ機関や招へい国、招へい者所属機関の属性（大学・高校・高専など）、コース名を入力することで簡単に報告を検索できます。

✓ 過去採択分の活動報告 : <https://ssp.jst.go.jp/report/nendo.html>

✓ Facebook : <https://www.facebook.com/sspjapan>

✓ YouTube : https://www.youtube.com/channel/UCTpHtASQ7JzM2Vh683D_uPQ/featured